

北陸新幹線敦賀―新大阪間の建設計画に関する再質問主意書

提出者 前原誠司

北陸新幹線敦賀―新大阪間の建設計画に関する再質問主意書

一 「衆議院議員前原誠司君提出北陸新幹線敦賀―新大阪間の建設計画に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二〇四第一四四号）に関して確認する。北陸新幹線の敦賀―新大阪間のルート決定は与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会（以下「整備検討委員会」という。）において決定されたものであり、政府としては答える立場にないとの回答であった。このことは整備検討委員会が政府から北陸新幹線のルート決定を行う裁量を委託されているという理解でよいか。

また、ルート決定の裁量権が整備検討委員会にあるならば、ルート選定の説明責任を負うのは整備検討委員会という理解でよいか。

二 平成二十八年五月二十七日提出質問第三〇二号の田島一成君提出「北陸新幹線敦賀以西ルート整備に関する再質問主意書」に対する答弁書の「二について」で、政府は当時以下のように答弁している。

「（米原町附近を經由するルートと、小浜市附近を經由するルートについて）諸項目を総合的に検討した結果、北陸新幹線福井市附近・大阪市間のルートについては、流動の多い北陸と近畿圏とを短絡し、工事費が少なく、かつ、用地確保が容易なBルート（注…小浜市附近を經由するルート）を選定した。」

この答弁は、当時の政府が、既にあつた調査結果等を総合的に検討し、「主体的」にルートを選定したと読み取れる。

他方、一で述べたように、政府は、ルートについては整備検討委員会において決定されたものであり、政府として回答する立場ではない旨答弁しているが、上記田島一成君提出の質問主意書に対する答弁と整合的でないと考える。

上記田島一成君の質問主意書が提出された当時と現在とで整備検討委員会の位置づけが変更されたのかどうか、また、右二つの答弁が整合的でないと思われる点について、政府の見解を伺う。

三 整備新幹線のルート決定にあたり、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの役割とその役割の法的根拠及び国土交通省との関係、また、整備検討委員会のルート決定にあたっての整備新幹線問題検討会議、整備新幹線問題調整会議、国土交通省鉄道局が果たす役割と責任について説明頂きたい。

右質問する。